

学校における熱中症警戒アラート等対応基準（令和8年度）

令和8年4月版

熱中症警戒アラート実施期間

【令和8年4月22日（水）から10月21日（水）まで】

熱中症の危険性が極めて高くなると予測される際に、国民に対し危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すため、環境省・気象庁から熱中症警戒アラートが発表される情報です。

判断基準となる情報

環境省から発表される、**午前5時**の**船橋観測地**の暑さ指数予測値を基に判断します。

【環境省の発表と船橋市の対応の不一致】

環境省の発表は、船橋観測地の予測が暑さ指数31℃としても、県内のどこかで暑さ指数33℃以上が予測される場合、千葉県に「熱中症警戒アラート」が発表されます。

学校における暑さ指数（WBGT）に応じた対応一覧

暑さ指数（WBGT）	熱中症予防運動指針	学校での対応	
		空調が整備されていない	空調が整備されている
35℃以上	いのちを守る行動を取る	活動中止（実測値にかかわらず中止する）	
34℃・33℃	運動中止	活動中止	
32℃ ・ 31℃	運動は原則中止 ※特別の場合以外は中止する。 特に子供の場合は中止すべき。	活動は原則中止 ※特別の場合の条件（学校判断で屋内外活動を行う場合） ●各学校の随時測定結果が暑さ指数33℃未満である。 ●下記の5つの要件を確認し、活動実施の可否を判断する。 ①一時救命処置かつ熱中症対処に詳しいものがある ②救護所の設置 ③救急体制の確保 ④空調の効いた部屋の確保 ⑤管理職の許可 ●活動中に33℃以上を超えたときは、活動を中止する。	
30℃ ～ 28℃	厳重警戒 （激しい運動は中止）	活動中に31℃以上を超えた場合、上記の ※特別の場合の条件 を確認し、活動継続の可否を判断する。	

★★ 空調が整備されている場所 ★★

空調が整備されている場所については、活動場所の暑さ指数（実測値）を計測し、その数値を基に、上記の対応一覧の暑さ指数に当てはめて対応します。

学校は、上記の対応一覧を基準とするが、児童生徒の状況からより厳しい対応が必要な場合は、学校独自で基準を定め、児童生徒の安全に配慮します。

予測値とは

その日に予測される暑さ指数となり、環境省から発表される予測値は、時間とともに変化します。

実測値とは

活動場所で、暑さ指数測定器を用いて計測した数値になります。活動場所によって数値は異なります。

情報サイト

「環境省熱中症予防情報サイト」で検索！または、船橋市ホームページからもアクセスが可能です。

環境省からの情報配信

環境省の「LINEアプリを活用した熱中症警戒アラート・暑さ指数の情報配信」にて早めに情報を得ることをお勧めします。学校での対応として、翌日の予定されている行事の開催可否や内容の変更等に関する判断の参考となります。

予測値の発表内容

35℃以上…「熱中症特別警戒アラート」
33℃以上…「熱中症警戒アラート」
31℃以上…「危険」
28℃以上…「厳重警戒」
25℃以上…「警戒」
21℃以上…「注意」